

要望書（回答）

1. 地場産業の振興と地域雇用対策の推進

(1) 地域雇用対策の推進と雇用環境の改善

- ① 良質で安定的な雇用の確保・創出に向けて、コロナ禍における雇用・就業の実態や企業・産業状況を把握・分析するとともに、地域独自の効果的な雇用対策事業を展開する。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市では、苫小牧公共職業安定所の雇用状況等の数値を注視するとともに、企業訪問による聞き取り調査や、業界団体、経済団体との意見交換をとおして、市内企業の実態とニーズ把握に努めているところです。

本市の産業構造の特徴から、コロナ禍における雇用への影響は、全国・全道に比べ少なくはありましたが、業種・業態によっては、大きく影響を受けているところもありますので、引き続き、地域企業の声を聞きながら、効果的な雇用対策事業を検討してまいりたいと考えております。

- ② 障がい者の雇用を積極的に推進し、公務職場における障がい者への差別禁止と合理的配慮の提供に必要な体制の整備と予算の確保を行う。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

本市における令和4年6月1日現在の障害者雇用率は、市長部局が2.63%、教育委員会が2.72%となっており、いずれも法定雇用率を達成しております。

また、公務職場において障がいのある職員の活躍を推進する体制や環境の整備に取り組んでいくため、「苫小牧市障害者活躍推進計画」を策定しており、障害者雇用推進者を選任し、取組を推進していく他、障害者職業生活相談員を配置し、障がいのある職員の職業生活全般の相談・指導を行えるよう、体制を整えております。

引き続き、障がいのある職員の特性や能力等を把握し、本人の希望や職場環境を踏まえ、適正な職場配置に努めるなど、障がいのある職員が働きやすい環境づくりを図ってまいりたいと考えております。

③ 商工会議所・商工会と連携して、小規模事業者支援法に基づく「事業継続力強化支援計画」を策定するとともに、BCPの策定にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策も含めた内容とする。

【回答】（産業経済部商業振興課 担当）

小規模事業者支援法に基づく「事業継続力強化支援計画」につきましては、小規模事業者の自然災害等への事前の備えや、事後のいち早い復旧を支援するため策定したもので、小規模事業者の事業継続力強化について、商工会又は商工会議所が市町村と共同で事業継続力強化支援計画を策定し、北海道知事より認定を受ける仕組みでございます。

苫小牧商工会議所では、運営事業として事業継続計画（BCP）の策定を掲げ、事業実施の検討を進める一方、コロナ禍や昨今の原油や物価の高騰など経営環境の急速な変化に対応出来る活力ある小規模事業者の増加、地域経済の活力維持・発展につなげるため、本市と連携して伴走型支援を中心とした経営発達支援事業を実施しており、独立行政法人中小企業基盤整備機構においては、単独企業では対応できないリスクに複数の企業が相互協力体制を計画する「連携事業継続力強化計画」の策定に無料支援を行っている話も伺っております。

事業継続力強化支援計画の策定及び新型コロナウイルス感染症対策を含めたBCPの策定につきましては、引き続き苫小牧商工会議所と連携しながら、関係団体の支援制度と合わせて情報収集や周知に努めてまいりたいと考えております。

④ 福祉・介護や建設・運輸分野をはじめ地域の中小企業における人材確保を推進するため、「人材確保等支援助成金制度」や「建設キャリアアップシステム」等の活用促進に向けた周知や申請作業を支援する。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

厚生労働省の「人材確保等支援助成金」は、人材の確保・定着に向けた「魅力ある職場づくり」に取り組む事業主を支援しており、市では、本助成金について窓口でのリーフレットの配架やホームページなどで周知しております。

また、技能者の処遇の改善や技能の研鑽を図ることを目的とする「建設キャリアアップシステム」について、関係団体などが集まる「苫小牧市技能士重用制度連絡協議会」において、制度内容を周知し、情報交換を図っております。

今後も国・北海道、関係団体等と連携し、中小企業の人材確保・定着を図ってまいります。

⑤ 国や道、学校、事業主、職業紹介事業者、求人情報提供事業等の就職支援関係者、地域若者サポートステーションや労使団体等の地域における関係者と連携し、個々の若者のニーズに沿った円滑な就職等の実現に向けた取り組みを行うこと。さらに、ニートや中途退学者など若年無業者をはじめ、いわゆる就職氷河期世代（30代後半～55歳未満）への就労支援体制の整備・強化をはかるとともに、就労支援及び職業訓練機関に関する具体的な情報を適切に提供する。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市では、行政、保健福祉、教育、就労支援などの関係機関と経済団体を含めた「苫小牧市若者自立支援ネットワーク連絡会議」を設置し、若年無業者や就職氷河期世代への職業的自立のために情報交換を行い、とまこまい若者サポートステーションとの連携強化を図っております。

また、若者や女性の就労支援として、座学研修や職場体験をとおして就業に繋げる「職人育成応援事業」や「なでしこ就職応援事業」のほか、令和3年度からは、新たに「就職氷河期世代就職応援事業」を実施し、キャリアコンサルティングにより求職者や企業ニーズに応じた支援計画を立て、きめ細かな就労支援を行っているところで

す。引き続き、関係機関・団体との連携を密にし、雇用情勢に応じた就労支援となるよう検討してまいりたいと考えております。

⑥ 公契約のもとで働く者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、公共サービスの質の向上や住民の安全な暮らし、地元企業の人材確保などを実現し、地域の活性化に寄与することを目的として公契約条例を制定する。

【回答】（財政部契約課 担当）

賃金など労働条件に関する基準については法律で定めるべきとの考えから、公契約条例に代えて平成24年4月に公契約基本方針を策定しております。

当該基本方針に基づき、市場実態を反映した予算額や予定価格の設定、最低制限価格の設定による発注を通じて、受注者の適正利益を確保することで、労働者の処遇確保を図るとともに、地元企業の優先活用などを通じて地域経済の活性化に努めております。

また、市の委託先における業務従事者の労働環境の改善の一環として、民間委託モニタリング制度において、従事者の雇用環境の実態把握に努めているほか、労働集約

団体名：連合北海道胆振地域協議会・連合北海道苫小牧地区連合

回答日：令和4年11月15日

型の業務委託契約を締結する際に「適切な履行について」の文書を受注者に配布し、適正な労働条件や安定した雇用環境の確保を求めているところです。

建設工事の発注においては、建設業におけるより働きやすい職場環境づくりのため、令和3年度より週休2日設定工事の試行を実施しており、より良い制度となるよう検証を行ってまいりますので、今後も雇用環境の改善につながる取組を継続してまいります。

⑦ 会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、本来の法の趣旨に基づく所要額の調査を行い、確実にその財源を確保する。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

会計年度任用職員の処遇については、令和3年度、令和4年度と各職層において初任給の引き上げを行っており、休暇制度においても病気休暇の有給化や不妊治療や健診に係る特別休暇の新設等をしております。引き続き、地方公務員法の趣旨に基づき適正に対応してまいります。

(2) 季節労働者の雇用確保と生活の安定

① 冬期間の就労機会を確保するため短期就労事業を推進するとともに、生活資金

貸付事業などを実施し生活の安定を図る。また、通年雇用や労働環境改善に取り組む事業者に対して、入札参加資格の優遇措置を講ずる。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市では、離職を余儀なくされた労働者や季節労働者に対し、短期の就業機会を創出する「緊急雇用対策事業」を実施するとともに、生活資金を低金利で貸付けすることにより勤労者の生活の向上を支援する「勤労者生活安定貸付事業」を実施しております。

（財政部契約課 担当）

本市では、平成29・30年度建設工事等競争入札参加資格審査から、格付審査において発注者別評価点（主観点）を導入し、労働環境の改善に取り組む事業者に加点を行っております。

今年度、競争入札参加資格審査における評価項目の見直しにおいて、現行の評価項目で労働環境改善の評価が可能との観点から通年雇用に係る評価項目の追加は行いま

団体名：連合北海道胆振地域協議会・連合北海道苫小牧地区連合

回答日：令和4年11月15日

せんでした。今後、次期競争入札参加資格審査時に向けて庁内の意見等により適正な評価項目となるように継続して検討を進めてまいります。

- ② 建設事業者に対して建設業退職金共済制度への加入を促すとともに、労働者への共済手帳の配布と共済証紙の貼付については、公共工事・民間工事の区別なく行われるよう事業主への指導を徹底する。併せて建設キャリアアップシステム（CCUS）や電子申請方式の導入に伴い被共済者が不利益を被らないよう、特に下請における導入環境の整備に向けて支援する。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市では、建設業退職金共済制度への加入について、広報とまこまいに掲載するとともに、制度周知をしております。

また、建設キャリアアップシステム（CCUS）は、建設技能者の処遇改善と現場の生産性向上を図る目的で導入が進められており、CCUSを活用した電子申請方式についても建退共の確実な掛け金充当に繋がるものと考えられます。市としましては、国、道、企業等の動向を注視しているところですが、その導入支援のため、国が建設事業主団体に対して行う、カードリーダー購入やアプリ購入・利用の助成制度等を含め、周知を図ってまいりたいと考えております。

（財政部契約課 担当）

本市では、入札心得において、建設業者に建設業退職金共済制度への加入を求め、下請業者への周知及び加入指導の徹底を要請しております。また、元請業者には契約の日から1か月以内に建設業退職金共済掛金収納書届の提出を求め、共済証紙の購入状況を確認しております。更に、工事完成時には下請業者の労働者も含め建退共証紙貼付実績表を市に提出いただき、共済証紙の貼付状況を確認するなど、建設業退職金共済制度の適正運用を図っております。

- ③ 季節労働者の雇用と生活の安定を図るよう、国に対し次の制度改善を求める。
イ) 雇用保険は、特例一時金を50日に復活する。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

短期雇用特例被保険者が失業した場合に支給される特例一時金は、基本手当の日額の30日分とされておりますが、当分の間は暫定措置として40日分支給されます。

市では、北海道市長会を通じ国に対し、特例一時金の40日の暫定措置を堅持することをはじめ、通年雇用化の促進、公共事業の平準化等による冬期雇用の拡大など季節

団体名：連合北海道胆振地域協議会・連合北海道苫小牧地区連合

回答日：令和4年11月15日

労働者対策の推進を要望しております

ロ) 通年雇用促進支援事業は、季節労働者の通年雇用化をはじめ、冬期離職者の生活保障を含む包括的な支援事業に取り組むことが出来るものとする。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市に事務局があります東胆振・日高・平取地域通年雇用促進支援協議会では、国の通年雇用促進支援事業を受託し、事業所向けに人材確保についてのセミナーの開催や専門家の派遣などの支援をしており、季節労働者に向けては、資格取得などスキルアップを支援し、通年雇用化を図っております。

引き続き、季節労働者対策の強化のため、国に対し、通年雇用促進支援事業の充実について要望してまいります。

ハ) 建退共は、掛金納付月数が24月未満の場合でも、退職金額が掛金相当額以上の水準となるよう見直す。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき創設され、退職金の基準も法令で定められており、退職金の額については、長期加入者の退職金を手厚くするため、掛金納付月数が12月以上24月未満の場合、掛金納付額3～5割の額となっているものと承知しております。

また、平成28年4月1日からは、退職金の不支給期間について、掛金納付月数が24月未満から12月未満となり、支給要件が緩和されており、引き続き、国の動きについて注視してまいりたいと考えております。

(3) 外国人技能実習制度の適正な運用と外国人労働者の保護

① 外国人技能実習生や外国人労働者に対するワクチン接種をはじめとする新型コロナウイルス感染症にかかる情報提供については、やさしい日本語をはじめとする多言語による最新の情報提供に努めるとともに、実習実施者への周知を徹底する。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市では、市内の外国人を雇用する事業所に対し、昨年9月に、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種券発送時期に合わせ、やさしい日本語を用いて、ワクチン接種についてのリーフレットを送付するとともに、関連サイトや相談窓口についてご案内

団体名：連合北海道胆振地域協議会・連合北海道苫小牧地区連合

回答日：令和4年11月15日

しており、あわせて、雇用する事業所に向け、接種予約等のサポートについてもご協力をお願いしております。

引き続き、技能実習生に対する新型コロナウイルス感染症にかかる情報提供について、市ホームページ等でやさしい日本語や母国語で情報提供する法務省や外国人技能実習機構のサイトや相談窓口等を案内してまいります。

② 技能実習生を含む外国人労働者および外国人労働者を雇用する事業主に対し、外国人労働者も雇用調整助成金の支給対象であることを周知するとともに、事業活動の縮小等により、やむを得ず休業する場合には、雇用調整助成金を活用し、雇用を維持するよう求める。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

厚生労働省では、雇用調整助成金の活用による、外国人技能実習生を含む雇用維持を呼びかけており、市では、令和2年度、令和3年度の2年間にわたり、「雇用調整助成金等申請費用補助金」を実施し、雇用調整助成金等の申請を社会保険労務士等に依頼した際の費用を補助することで、事業者の申請の負担軽減と雇用調整助成金の活用、周知を図ってまいりました。

今後、雇用維持に関する助成金等について、市ホームページで周知を図ってまいります。

(4) 「北海道最低賃金」の履行確保

① 委託・発注先の事業所における最低賃金の履行確保をはかるとともに、法違反があった場合の是正指導や、指導に従わない場合は委託先から除外する等の対応をとる。

【回答】（財政部契約課 担当）

例年10月中旬に予算編成にあたっての発注業務上に係る留意点として、委託業務における人件費部分など、各種業務の予算積算において最低賃金額を下回ることが無いよう周知しており、最低賃金額の改定決定時や適用開始時においても庁内周知を実施し、最低賃金の履行の確保を図っております。

なお、法令の遵守状況については、一義的には各法令を所管する監督官署が行うべきものと考えますが、本市の委託先における法令違反等を把握した場合には、その内容等に応じ、是正指導や契約解除、指名停止措置などにより適切に対応してまいります。

す。

2. 地域包括ケアシステムの構築と医療・介護提供体制の確立

(1) 適切なサービスの提供

- ① 新型コロナウイルス感染症の収束と社会経済活動の回復の早期実現に向けてPCR等検査の機会の確保、検査費用の負担軽減、保健所等の体制を強化するよう道に求める。あわせて、希望者全員が安心してワクチンを接種できるよう、国と連携のうえ接種体制を構築する。

【回答】（健康こども部健康支援課 担当）

PCR等検査の機会確保及び費用負担の軽減につきましては、現在、北海道の事業において市内23か所の医療機関や調剤薬局が無料検査事業所として登録され、無料検査を実施されているほか、感染を疑う症状がある方や濃厚接触者に対し、北海道陽性者登録センターによる、無料の抗原検査キットのWeb受付及び配布、陽性者登録等を実施しております。

また、ワクチン接種体制につきましては、個別医療機関に加え、集団接種を実施し、希望される方全員が安心して接種を受けられるよう、体制を強化してまいります。

- ② 地域包括センターの機能と役割を強化し、地域支援事業を確実に実施するとともに、地域包括支援センターの安定運営に向けて、市町村による財政措置、人材確保や教育研修などの施策を強化する。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

苫小牧版地域包括ケアシステムの深化に向けて、地域包括支援センターの機能強化を進めるとともに、地域住民や関係機関等と連携し、一般介護予防事業や包括的支援事業等の地域支援事業に取り組んでまいります。また、定期的に地域包括支援センター運営協議会を開催し、地域包括支援センターを継続的かつ安定的に運営できるように点検・評価を行ってまいります。

- ② 切れ目のない医療と介護サービス提供体制の構築に向けて、感染症対策も含めて自治体・地域包括支援センターが中心となり、在宅医療、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局、訪問看護などの連携を推進するとともに、オンライン受診や周辺自治体の病院等との連携システムを構築する。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

切れ目のない医療と介護サービス提供体制の構築に向けて、とまこまい医療介護連携センターが実施する医療や介護に関する相談支援、在宅医療に関する研修会や多職種連携強化のための研修会等を通して、関係機関と協働しながら在宅医療・介護連携の推進に取り組んでまいります。

（健康子ども部健康支援課 担当）

連携システムの構築について介護専門職を含む関係機関と協議を行っており、地域包括ケアシステム構築と有機的な連携が図られるよう、協議を促進させてまいります。
また、併せて在宅診療にオンライン診療を活用できるよう苫小牧市医師会等と連携し、システムの構築に向け協議を重ねてまいります。

④ ヤングケアラーを含むケアラーへの支援を構築するため、自治体・要対協・医療・福祉・学校等の連携のもと、具体的支援策を協議する。

【回答】（健康子ども部子ども相談課 担当）

ヤングケアラーの支援については、要保護児童対策地域協議会のネットワークのほか、医療、介護サービス等の分野とも連携を図り、北海道にて策定中の「北海道ケアラー支援推進計画(仮称)」における市町村の役割に沿った、具体的支援策の協議を重ねてまいります。

（福祉部介護福祉課 担当）

ケアラー支援の体制としましては、地域包括支援センターにおける相談支援のほか、認知症高齢者等が行方不明になった場合の捜索支援体制の構築や在宅介護家族講座の開催等、家族介護支援事業に取り組み、関係機関と連携しながら家族を介護する方への支援を実施してまいります。

（教育部指導室 担当）

教育現場においても、ヤングケアラーに対する教育の機会の確保や、支援の必要性の把握が求められており、児童生徒の変化に気づきやすい学校の教職員に向けて資料を配付するなど、ヤングケアラーの早期発見や、発見後の関係部署等との連携について理解を深めるような取組を進めてまいります。

⑤ 単身者を含む要介護者の在宅生活と家族の就労生活に影響を及ぼさないよう、生活援助中心型の訪問介護サービスについて、利用回数が一定以上のケアプランを検証する際には、サービス利用者の生活実態に即して判断することとし、画一的な運用で一律に利用回数を制限しない。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

生活援助中心型の訪問型サービスについては、利用者の個別の事情に応じて判断されるべきものであり、単に一定回数以上の利用があったことをもって、その利用を制限するものではないと考えております。今後も、利用者の自立支援及び重度化防止において効果的なサービス提供となるよう適切な取組を進めてまいります。

⑥ 地域において、認知症の方の見守り活動に取り組むNPOや市民団体等に対する支援を拡大する。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

認知症地域支援推進員と連携しながら、認知症サポーター養成講座や認知症見守りたい養成講座の開催、認知症カフェの運営支援等を通して、認知症の方の見守り活動に取り組む市民団体等への活動支援、認知症の方やその家族への支援体制の拡充に取り組んでまいります。

(2) 介護職員の処遇改善と人材確保

① 介護に関わる多くの機関と連携し介護労働者の処遇の向上や介護業界全体の人材確保とともに、介護労働のイメージの向上を進める。また、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に基づく「介護雇用管理改善等計画」および労働基準関係法令などの周知徹底をはかる。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

介護人材の確保については、これまでもハローワーク苫小牧や市内教育機関等との連携を図るとともに、介護職員育成支援事業における研修受講に対する助成メニューを拡大するなどの取組を実施しております。また、介護労働のイメージ向上については、

団体名：連合北海道胆振地域協議会・連合北海道苫小牧地区連合

回答日：令和4年11月15日

毎年介護の日前後に開催している「えがおの花咲く写真展」等を通じて、その向上に努めているところです。

今後も、介護事業者に対し、厚生労働省の策定する「介護雇用管理改善等計画」に即した支援を行うとともに、当該計画及び労働基準関係法令等の周知に努めてまいります。

- ③ ケアマネージャーが利用者の状態把握やサービス担当者会議などを十分行えるように、事務の簡素化を進め負担軽減をはかる。また、研修を受講しやすい環境を整えるよう、事業所に対する指導を徹底する。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

介護事業所における事務の簡素化については、市への提出書類の簡素化や電子メール等による提出を可能とするなどの取組を進めているところですが、今後も事務負担の軽減につながるよう取組を進めてまいります。

また、ケアマネージャーや介護職員が必要な研修を受講しやすい環境を整えるよう、運営指導等の機会を捉え、事業所に対する確認・指導を行ってまいります。

- ④ 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の施設への応援体制、介護職員の応援派遣など、介護崩壊しないシステムの構築に取り組む。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

介護事業所等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、市と北海道が連携し、事業継続のための支援を実施しているところです。今後も、介護事業所等におけるサービス提供体制の確保や衛生資材の調達など、北海道等の関係機関と連携しながら対応してまいります。

3. 生活困窮者自立支援や子どもの貧困対策など地域福祉の充実

(1) 生活困窮者自立支援体制の整備と地域福祉計画の策定

- ① 高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの制度について、地域住民や働く者が参加し一体的に地域福祉を推進するため、市町村地域福祉計画を策定する。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

団体名：連合北海道胆振地域協議会・連合北海道苫小牧地区連合

回答日：令和4年11月15日

誰もが住み慣れた地域の中で、高齢者のみならず、障がい者、子どもや生活困窮者など生活上の困難を抱える方が自立した生活を送ることができるよう、地域住民による共に支えあい、助け合いながら安心して心豊かに暮らせるまちづくりを目指して、令和3年3月に第3期苫小牧市地域福祉計画を策定しております。

この計画のもと、地域住民の皆さん一人ひとりが互いの気持ちを受け止め、ちょっとした心遣いが響き渡る、「ふくしのまちづくり」に向けて更なる取組みを進めております。

- ② 生活困窮者自立支援事業の実施にあたり、福祉、保健、医療、住宅、経済など関係部署の緊密な連携による横断的な制度の実施体制を確立する。特に今後、低年金・無年金の単身高齢者増加が予想されることを踏まえ、高齢の生活困窮者に対し、本人の意向をふまえつつ健康、居住、就労、家計面等の支援が組み合わせられるよう、支援体制のあり方を検討する。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

実施体制の確立につきましては、令和3年度に庁内26の関係部署が参加する「生活困窮者庁内関係部署連携会議」の機能強化を図り、各課の実務担当者へ出席いただく「実務者会議」を新たに設置し、各担当者が事例などについて話し合いを行いながら、相談に対し実務者を窓口として情報を共有し、速やかに支援を行う体制づくりに努めております。このほか「個別ケース検討連絡会」を新たに発足させ、各課の連携が必要と思われる個別事例について、その都度必要な部署が参加しながら対応を行っております。

また、単身高齢者への支援体制のあり方についてですが、自立支援を行う際には、相談者を制度に当てはめるのではなく、相談者の立場に寄り添いながら困りごとの解決に向けて一緒に取り組んでおります。

相談内容に応じて複数の事業や支援機関を組み合わせながら、「もともと相談者本人が持っている力を発揮し、自発的に行動していけるよう支援する」事を目的に取り組んでおります。

現在のところ本市窓口では単身高齢者の相談件数について大幅な増加は認められておりませんが、国の動向や市内の相談状況なども注視しながら、引き続き丁寧に対応を行ってまいりたいと考えております。

(2) 「子どもの貧困」の解消

- ① 地域における子どもの生活実態調査を行い、経済的支援を含めた必要な支援を迅速かつ積極的に行い、子どもに対する教育の機会均等を保障する。

【回答】（健康こども部こども支援課 担当）

「子どもの生活実態調査」については、北海道が平成28年度に北海道大学と合同で実施しており、本市においても、傾向を把握する上で調査結果を参考としているところです。

子どもの貧困対策につきましては、庁内横断的な組織である子どもの貧困対策部会を開催して「北海道子どもの生活実態調査」の調査結果の共有を図るとともに、国の「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づく「教育の支援」を含めた総合的な貧困対策の推進を図ってまいります。

- ② 「貧困の連鎖」を防止すべく、就学援助制度における準要保護者の対象水準の引き下げを行わず同制度を維持・拡充する。

【回答】（教育部学校教育課 担当）

就学援助費申請書の全児童生徒への配付を今後も実施し、適切な時期に就学援助制度の周知徹底を図り、現在の支給基準を維持し、就学援助支援内容の拡大も検討しながら、引き続き必要な援助ができるように努めてまいります。

- ③ コロナ禍にあって孤立しがちな子どもたちに対し、居場所の提供や生活習慣の向上等の取り組みも含め、感染防止対策を講じて、生活困窮者自立支援制度の学習支援事業等を積極的に実施する。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

平成27年度から生活困窮世帯子どもの学習支援事業を委託事業で実施しており、学生ボランティアが学習の指導に当たっているため、勉強以外のことについても楽しく話ができる機会が自然と生まれ、例年は学習時間以外にもお楽しみ会なども実施し、居場所づくりにも努めているところです。

また、感染防止の取組についても毎回の検温やマスクの着用、室内の換気、ソーシャルディスタンスの確保など、対策を講じながら事業を実施しております。

(3) 生活保護制度の充実と運営体制の改善

① 地域における生活保護受給者の生活実態を十分に把握し、生活扶助費や住宅扶助、冬季加算の安易な引き下げを行わないよう、国に働きかける。

【回答】（福祉部生活支援室 担当）

生活保護基準につきましては、国において、年齢や世帯人数、地域差の影響、物価の動向等を勘案した上で決定されております。

また、2018年10月に新たな基準改定が行われ、この基準に従った適正な制度の実施が求められております。

適正な制度実施の観点から、要保護者の実態把握に努め、各加算や各種扶助の認定を適切に行ってまいります。

② 生活保護制度の申請は国民の権利であることを広く知らせ、申請書やパンフレットを福祉事務所や相談窓口を設置し、障がい等により文字を書くことが困難な者等の口頭での申請が認められることなど、申請が損なわれないように指導を徹底する。

【回答】（福祉部生活支援室 担当）

本市では、市のホームページにおいて生活保護の制度について発信を行っており、生活保護の申請は国民の権利であると周知に努めております。

また、申請書につきましては生活支援室の窓口を設置しているほか、市のホームページからダウンロードすることが可能となっております。

なお、障がい等により文字の記載が困難な方が相談にお越しになった場合は、丁寧にお話を伺い、ご本人様に了承を得たうえで申請書等に相談員が代筆をする等の対応を行っております。

引き続き、保護制度について正しく理解していただくよう努めてまいります。

③ 生活保護申請に対し行われる扶養照会は、「扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではなく、扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者には、基本的には扶養義務者への直接の照会を行わない取扱いとしている」（2021年2月26日付社会・援護局保護課事務連絡）ことを踏まえ、扶養義務の履行を要保護認定の前提としなるとともに、要保護者が申請を躊躇したり、家族関係の悪化を来したりということのないよう、慎重かつ柔軟な対応を行う。

【回答】（福祉部生活支援室 担当）

扶養照会の実施においては、その趣旨を十分に説明し理解を求めた上で、扶養義務者との関わりなどを丁寧に聞き取り、照会の是非を判断しております。

国の通知を踏まえながら今後も、個々の申請者、被保護者に寄り添い、柔軟に対応し、機械的な運用とならないよう心がけ、扶養照会が保護申請の足かせとならないよう慎重に対応してまいりたいと考えております。

4. 安心・安全の住まいと町づくりの推進、総合的な防災・減災対策の充実

(1) 安心・安全の住まいと町づくりの推進

① コロナ禍における住宅支援策として、以下の取組みを行う。

イ) 行政の保有する居住施設や公的住宅の空き室を住居喪失者に無償で提供するとともに、NPOや居住支援法人等と連携し、生活・就労支援を行う。

【回答】（都市建設部住宅課、福祉部総合福祉課 担当）

市営住宅におきましては、離職や休職に伴い、収入が著しく減少し、家賃の支払いが困難となった世帯に対しまして、分割による家賃のお支払いについて相談をお受けしている他、相談内容に応じ、家賃の減免制度を適用するなどの対応を行っております。

また、住居喪失者に対する支援につきましては、「生活困窮者自立支援事業」に基づく「一時生活支援事業」において、住居のない生活困窮者に対して最大6月、宿泊場所の供与や衣食の提供を行っており、委託先とも連携しながら、必要に応じて就労支援などにも取り組んでいるところでございます。

なお、「ふくし総合相談窓口」では、コロナ禍における減収等の相談につきまして、国の「持続化給付金等事業」や社会福祉協議会が窓口の「総合支援資金」貸付などに繋ぐほか、ハローワークなどとも連携し求職活動の支援にも取り組んでおり、住居喪失に至る前に様々な支援が可能となるよう、相談窓口の周知に引き続き努めてまいりたいと考えております。

ロ) 改正住宅セーフティネット法に基づく「セーフティネット住宅」等、民間住宅の空き家・空き室を行政が借り上げて、住宅喪失者に無償提供する。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

住居喪失者に対しましては、先の「一時生活支援事業」による支援のほか、セーフティネット住宅情報提供システムを活用し、「ふくし総合相談窓口」において情報提供を行うなどしております。

団体名：連合北海道胆振地域協議会・連合北海道苫小牧地区連合

回答日：令和4年11月15日

また、離職、廃業に伴う減収により住居を失った方、または失う恐れの高い方に対しては、一定期間家賃相当額を支給する「住居確保給付金事業」により対応を行っております。なお、コロナ禍においては、休業等に伴い減収のあった世帯を対象に含めたほか年齢要件を撤廃するなど支援の拡充に努めているところでございます。

② 低所得の高齢者や経済的弱者のための「福祉灯油」制度、除雪や買い物支援などに取り組むとともに、市町村への財政支援の強化を国・道に求める。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

本市では生活保護受給には至らない、保護基準と同等若しくはそれ以下の収入で生活している低所得の高齢者・障がい者に対し、冬期間の生活支援として暖房費の一部として1世帯当たり1万円を助成する「ぬくもり灯油事業」を平成24年度から実施しております。

また、除雪については、高齢や障がい等により自力での除雪が困難であり、ご親族、地域の方などの支援を得られない世帯を対象に、必要最低限の生活道路等の除雪支援をボランティアの協力を得て行う「雪かきボランティア事業」を実施しており、本事業が、地域が繋がるきっかけ作りの一つになるよう、利用者及びボランティアの事後アンケートを基に、より良い事業となるように努めてまいります。

今後も引き続き、高齢者及び障がい者世帯への支援に努めるとともに、必要に応じて国や北海道に対する財政支援の要望について検討してまいります。

(2) 公共交通・生活交通の確保

① 「地域公共交通活性化再生法」を踏まえて、鉄道を含む多様な交通モードの関係者や複数の市町村の参加による「地域公共交通計画」を策定し、住民の生活交通を維持し利便性を高めるとともに、まちづくりと一体となった地域公共交通施策の推進をはかる。また、計画策定にあたっては、交通・運輸関係の労働組合や地域住民の参画を求める。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

本市では、各交通事業者、交通運輸労働組合、町内会等を委員とする「苫小牧市公共交通協議会」で議論を重ね、令和3年6月に「苫小牧市地域公共交通計画」を策定したところでございます。

さらに、胆振管内における広域的な地域公共交通計画については、令和5年度中の策定に向けて北海道が中心となり、管内11市町、鉄道・バス・タクシー事業者、交通利用者、交通運輸労働組合等を構成員とする協議会を設置する予定となっております。

今後については、本市の個別計画に基づく取組を推進するとともに、複数の市町を結ぶ広域バス路線の維持確保や、鉄道の利用促進などの取組について協議を行い、各市町の生活圏交通と複数市町を結ぶ広域交通の維持に向けて、広域的な地域公共交通計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

② いわゆる「ライドシェア」や脱法的に「任意の謝礼」を求める違法な白タクなど、自家用車を用いた新たな有償旅客運送事業については、既存の公共交通で保障されている利用者の安心・安全が確保されない限り、導入しない。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

自家用車による有償旅客運送については、公共交通サービスの提供が困難な交通空白地における移動手段として、特例的に認められているものでございます。

本市においては交通空白地に該当していないこと、また、利用者の安全確保についても様々な課題があると認識しており、現時点では導入の予定はございません。

(3) ネットワークの構築

① 「災害時の避難・誘導の仕組み」を整え、住民への周知を行う。また、平時から「顔の見える関係」を構築することで災害時の助け合いにつながるるとともに、地方防災会議への女性・若年者・高齢者・障がい者の参画を担保する。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

避難に係る住民周知につきましては、これまでも出前講座などの場を活用し、災害種別のハザードマップ等を用いて啓発に努めてきたところです。

また、災害時の助け合いについては、平時から防災講座や訓練の機会を通じて、町内会と避難所運営など「共助」に係る考え方を共有するとともに、町内会や社会福祉協議会、地域包括支援センターなど関係機関の協力の下で避難行動要支援者支援制度を推進し、地域防災体制のさらなる強化に努めております。

防災会議への女性や若年者等の登用につきましては、令和2年に一部強化を図ったところですが、多様な考えを防災に反映させるため、引き続き様々な年齢層や障がい者の方が参画できるよう努めてまいります。

② 「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を踏まえ、平時か

ら

応援・受援に向けた体制を整備するとともに、防災に関わる職員の確保・育成に向けた予算措置を講ずる。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

当市としましても、災害時における受援体制の整備は重要と認識しており、地域防災計画や市災害対策本部の事務分掌に受援の考えを盛り込むなど、体制強化に努めてきたところです。

また、防災に関わる職員の確保・育成につきましては、職員研修の際に防災・危機管理の内容を取り入れているほか、総合防災訓練等を通じて庁内各部署の連携や役割について確認しており、これらの取組により災害発生時に全庁を挙げて対応できる体制構築に努めてまいります。

(4) 災害時における要配慮者支援

① 高齢者、障がい者、子ども、疾患のある人、外国人などの移動手段の確保、感染症対策を含む避難計画を策定し、周囲への遠慮をせずに避難所で生活できる体制を整えるための支援を強化する。また、外国人の防災対策に関しては、避難避難訓練時のアナウンスや被災時の避難場所の案内における多言語対応等、情報伝達にかかる支援体制を整備する。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

平成30年の胆振東部地震での教訓を踏まえ、高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮した環境整備のほか、外国人対応についても避難所運営マニュアルに追記したところです。

今後は、訓練等を通じてマニュアル等の実効性を検証するとともに、必要に応じて見直しを図り、避難所における要配慮者支援のさらなる強化につなげてまいります。

② 2021年4月に義務化された介護施設・事業所等における事業継続計画(BCP)の策定に関して、未策定の事業所に対して、2024年4月の完全義務化までに早急に策定支援するとともに、BCPは新型コロナウイルス感染症対策も内容も含めた内容とする。

団体名：連合北海道胆振地域協議会・連合北海道苫小牧地区連合

回答日：令和4年11月15日

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

令和3年度の介護保険制度改正により介護サービス事業所におけるBCP策定が努力義務となったことを受け、未策定の事業所に対しては、運営指導等の機会を捉えて指導・助言を行っているところです。令和6年度からの義務化に向け、今後も事業所に対する指導・助言を継続するとともに、BCP策定に関して事業所から個別に相談があった場合には、必要な支援を実施してまいります。

また、BCPの策定に当たっては、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症発生時の対策を含め、あらゆる災害等を想定したものとなるよう、事業所に指導・助言してまいります。

5. 地域における教育機会の確保

(1) 教育の充実に向けた予算確保

① 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編制標準を順次改訂するとともに、当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求める。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置に必要な予算の確保をはかるよう国に求める。

【回答】（教育部学校教育課 担当）

令和3年3月の義務標準法の改正により、小学校の全学年で学級編制の標準を段階的に35人に引き下げることとされました。北海道においては、現在小学校4・5年生までの少人数学級を令和6年度までに小学校全学年に拡大するとしていますが、中学校においても少人数学級を実施するとともに、よりきめ細やかな指導が展開できるよう、小中学校における30人学級の実施に向けて、引き続き北海道都市教委連等と連携しながら北海道に要望するとともに、北海道においても全国都道府県教育委員会連合会と連携しながら、国に対し教職員定数の改善等を要望しているところです。

② 高校授業料無償化の所得制限を撤廃するとともに、高校生・大学生向け給付型奨学金制度を拡充ならびに利息付貸与型奨学金の返済時負担軽減のため、利率の大幅引き下げや利子補填を行うよう国に求める。また、新型コロナウイルス感染症による経済的理由で就学困難な学生への学費補償を行う。

【回答】（教育部総務企画課 担当）

公立高校授業料無償化の所得制限の撤廃や国の奨学金制度の改善については、国等の今度の動向を注視するとともに、国への要求については関係機関との連携も視野に

団体名：連合北海道胆振地域協議会・連合北海道苫小牧地区連合

回答日：令和4年11月15日

入れながら検討してまいります。

新型コロナウイルス感染症による経済的理由で就学困難な学生への学費補償については、本市育英会奨学金制度においても、条件を満たす場合については。継続して給付を行ってまいります。

また、文部科学省や日本学生支援機構など、他の団体等で行っている様々な支援についても、周知に努めてまいります。

③ 家計急変やアルバイトの減少等により、高校、大学等への進学を断念したり退学したりすることがないように、自治体の奨学金制度（給付・貸与）の拡充をはかる。

【回答】（教育部総務企画課 担当）

本市育英会奨学金制度は、これまで何度も内容の見直しを行い、経済的に困難に直面している学生も利用しやすい制度設計をしてまいりました。

現行の制度はすでにご利用いただきやすいものと考えておりますが、今後も利用者からのニーズなどを捉えながら、より利用しやすい制度の見直し等を検討してまいります。

(2) 公立小学校・中学校の統廃合

① 文科省が2015(H27)年1月に示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に係る公立小学校・中学校の統廃合については、財政の論理で安易に行わず、子どもの教育への観点に加え、学校が果たす地域コミュニティの拠点としての福祉・防災などの役割も十分に考慮し、学校・保護者・地域の声を踏まえ慎重に検討する。

【回答】（教育部総務企画課 担当）

小中学校の統廃合の検討にあたっては、説明会やアンケートの実施など、保護者や地域住民との協議を十分に重ねながら慎重に進めてまいります。また、福祉・防災についても、関係部署との連携により、学校が地域で果たす役割を踏まえた上で、適切な学びの環境を維持できるよう努めてまいります。